

中嶋クリニックデイサービス
利用契約書
重要事項説明書

医療法人 中嶋クリニック
中嶋クリニック デイサービス

< 目 次 >

I	<u>利用契約書</u>	
	第1条（契約の目的）	
	第2条（契約期間）	
	第3条（介護計画等の作成・変更）	
	第4条（利用料金等）	
	第5条（利用料金等の支払い）	
	第6条（利用料金の変更）	4
	第7条（利用日の中止・変更・追加・振替）	
	第8条（事業者及びサービス従業者の義務）	
	第9条（利用者の施設利用上の注意義務等）	
	第10条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）	
	第11条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）	5
	第12条（利用者からの中途解約）	
	第13条（利用者からの契約解除）	
	第14条（事業者からの契約解除）	
	第15条（精算）	
	第16条（守秘義務等）	7
	第17条（損害賠償責任）	
	第18条（損害賠償がなされない場合）	
	第19条（苦情処理）	
	第20条（協議事項）	
II	<u>重要事項説明書</u>	
	1. 事業者	
	2. 事業所の概要	
	3. 事業実施地域及び営業時間	9
	4. 職員の配置状況	
	5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	
	6. サービスの利用に関する留意事項	1.1
	7. 緊急時における対応方法	
	8. 非常災害時対策	
	9. 苦情の受付	1.2
III	<u>契約同意書</u>	1.3
IV	<u>個別情報使用同意書</u>	1.4

本書面における利用契約書、重要事項説明書及び契約同意書を締結するにあたり、共通する内容及び項目等を事前に取り決めするものである。

- 1、私「」は以下「利用者」とする。
- 2、「中嶋クリニックデイサービス」は以下「事業者」とする。
- 3、「指定介護予防通所事業所及び指定通所介護事業所」は以下「事業所」とする。
- 4、「指定介護予防通所介護及び指定通所介護」は以下「サービス」とする。
- 5、「事業所でサービスの提供に当たる者」は以下「従業者」とする。

利用契約書

利用者は、事業所が行うサービスについて、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を提供することを目的として、利用者に対しサービスを提供します。

(契約期間)

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定及び要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約期間満了の2日前までに利用者及びその家族から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は自動更新されるものとします。

(介護計画等の作成・変更)

第3条 事業者は、利用者に係る介護予防サービス計画及び居宅サービス計画に沿って利用者の通所介護計画、運動器の機能向上リハビリ計画若しくは個別機能訓練計画、口腔機能向上計画書(以下「介護計画書等」という。)を作成し、利用者に交付し説明します。

2 事業者は、介護計画書等の内容に変更が生じた場合には、その内容を変更し、利用者に交付し説明します。

(利用料金等)

第4条 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用については、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額(法定代理受領額)の限度において、利用者に代わり市町村から支払いを受けます。

2 利用者は、介護度に応じ重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金(以下「自己負担分」という。)を事業者に支払うものとします。

3 事業者は、利用者が介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合には、利用者との合意のもと、サービスを提供し、その利用料金を利用者が全額負担するものとします。

4 利用者が介護保険の暫定認定中にサービスを利用した場合には、サービス利用料金をいったん全額支払うものとします。尚、要支援及び要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。

5 利用者は、重要事項説明書に定めるその他の利用料金を事業者に支払うものとします。

(利用料金等の支払い)

第5条 事業者は前条に定めるサービス利用料金及び食費を1か月ごとに計算します。

2 利用者はこれを現金等によりサービス利用月の翌月10日までに支払うものとします。

3 利用料金等を滞納し、事業所からのお支払いの催促があるにもかかわらずお支払い頂けない場合には、弁護士と相談の上法的措置を講じます。

(利用料金の変更)

第6条 第4条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2 第4条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明

をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

- 3 第4条第5項に定める食費については、事業者は利用者に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに説明した上で当該食費を相当な額に変更することができます。
- 4 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(利用日の中止・変更・追加・振替)

第7条 利用者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の7日前までに事業者申し出るものとします。尚、特段の事情がある場合にはこの限りではありません。

- 2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者へ提示して協議するものとします。
- 4 事業者は、重要事項説明書に定める営業日以外の祝祭日等に利用日が重なった場合、他の曜日への振替はいたしません。

(事業者及びサービス従業者の義務)

第8条 事業者及び従業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員等と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、利用者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付できるものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに管理者へ報告し必要な措置を講じるものとします。

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第9条 利用者は、事業所の施設、設備等をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第10条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第11条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護度認定により利用者の心身の状況が非該当と認定された場合

- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (6) 第12条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者からの中途解約)

第12条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。

- 2 利用者は契約終了を希望する日の7日前までに、事業者へ文書により通知するものとします。
- 3 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - (1) 第6条第4項により本契約を解約する場合
 - (2) 利用者が介護保険施設等に入所した場合
 - (3) 利用者に係る介護予防サービス計画及び居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

(利用者からの契約解除)

第13条 利用者は、事業者又は従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者又は従業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業者又は従業者が第16条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者又は従業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第14条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者による、第4条第1項から第5項に定めるサービス利用料金及び食費の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・精神・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(精算)

第15条 第11条第1項第2号から第6号により本契約が終了した場合において、利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第17条第2項その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

(守秘義務等)

第 16 条 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他、行政機関、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(損害賠償責任)

第 17 条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 16 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

- 2 利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 3 事業者は、第 1 項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第 18 条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者もしくは従業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(苦情処理)

第 19 条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第 20 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

重要事項説明書

当事業所は利用者に対してサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

1. 事業者

法人名	医療法人 中嶋クリニック
法人所在地	長崎県長崎市三原2丁目11番50号
電話番号	095-843-4545
設立年月	平成元年12月20日
代表者氏名	中嶋 みどり

2. 事業所の概要

事業所の名称	中嶋クリニックデイサービス	
事業所の所在地	長崎県長崎市三原2丁目11番50号	
電話番号	095-843-4546	
開設年月	平成18年12月1日	
事業所の種類 (加算対象内容)	指定介護予防通所介護相当 サービス（事業所） (運動器の機能向上、口腔機能 向上)	指定通所介護（事業所） (個別機能訓練、入浴、口腔機 能向上)
利用定員	20人	
事業所の目的	事業所が行うサービスの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が、要支援状態及び要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。	
当事業所の 運営方針	1、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。 2、事業の実施にあたっては、行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。	
管理者氏名	中嶋 みどり	

3. 事業実施地域及び営業時間

実施地域	畦別当町、家野町、石神町、泉、泉町、岩川町、上野町、江平、扇町、大手、岡町、尾上町、上銭座町、川平町、木場町、小峰町、幸町、坂本、昭和、住吉台町、住吉町、銭座町、高尾町、宝町、立山2丁目～5丁目、千歳町、辻町、中園町、西坂町、西山、西山台、西山本町、橋口町、花丘町、浜口町、浜平、平野町、文教町、平和町、三川町、三ツ山町、緑町、三原、目覚町、女の都、本尾町、本原町 (50音順)
営業日	月曜日から土曜日までとする。 ※随時、連絡致します。 ただし、国民の祝祭日及び8月13日から16日、12月29日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	月～土曜日：午前9時30分から午後3時30分まで

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対しサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

従業者の職種 (勤務時間)	常勤(兼務)	非常勤	備考
管理者	1 (1)	0	医師
生活相談員	2 (2)	0	介護福祉士 社会福祉主事任用資格
介護職員	3 (2)	4	介護福祉士 ヘルパー2級
看護職員	2 (2)	0	准看護師
機能訓練指導員	2 (2)	0	准看護師
作業療法士	0	1	作業療法士
歯科衛生士	1	0	歯科衛生士

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 (契約書第4条参照)

(1) <サービスの概要>

種 類	内 容
機能訓練	運動器の機能向上計画及び個別機能訓練計画に基づいた運動機能向上の訓練等を行います。

口腔機能向上	口腔機能向上計画に基づいた口腔機能の維持・向上及び口腔疾患予防・早期対応の為に必要なサービスの提供、指導、助言を行います。
生活相談	利用者の生活面での相談、指導、援助を行います。
生活支援	日常生活上の支援を行います。
健康状態確認	バイタルチェック等利用者の全身状態の把握を行います。
送迎	ご自宅若しくはご自宅付近から事業所までの送迎を行います。 送迎の利用は任意です。
食事	外注によるお弁当を提供します。食費は別途お支払いいただきます。 食事時間 12:00～13:00
入浴	原則対応致しません。特段の事情がある場合はこの限りではありません。
アクティビティ	レクリエーション等を行います。

(2) 利用料金

＜サービス利用料金＞※サービス利用料金は下記の予防給付、介護給付それぞれの基本料金＋各加算の合計に地区区分割合を乗じ(10.14)端数処理を行った料金となります。

○予防給付

[1ヶ月あたり：単位は円]

	要支援1	要支援2
基本料金	1823	3671
口腔機能向上加算	152	
サービス体制強化加算(Ⅰ)	89	178

○介護給付

[1日あたり：単位は円]

(通常規模)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間以上 4時間未満	375	429	486	540	596
4時間以上 5時間未満	393	450	510	568	626
5時間以上 6時間未満	578	1143	788	893	998
個別機能訓練加算(Ⅰ)	86				
入浴加算	41				
口腔機能向上加算	152 (月2回まで)				
サービス体制強化加算(Ⅰ)	22				

<その他の利用料金>◎利用料金の全額が利用者負担です。

○昼食・おやつ：一回あたり 600 円

当日のキャンセルは 8 時 30 分までに連絡をお願いします。

○日常生活費：実費

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 5 条参照）

サービス利用料金及びその他の利用料金は、1 か月ごとに計算し、翌月の 10 日以降にご請求しますので、現金にてお支払い下さい。※予防給付については、月の途中で転居または区分変更等を行った場合は、その日を基準とし利用日数に基づいて計算した金額とします。

(4) 利用料金滞納における法的措置

5. (2) の利用料金を滞納し、事業所からのお支払いの催促があるにもかかわらずお支払い頂けない場合には、弁護士と相談の上法的措置を講じます。

(5) キャンセル料（契約書第 7 条参照）

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用日の前日迄に連絡があった場合	無 料
利用日の前日迄に連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の 70%

(6) 利用日の振替（契約書第 7 条参照）

重要事項説明書に定める営業日以外の祝祭日等に利用日が重なった場合、他の曜日への振替はいたしません。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 9 条参照）

○施設、設備等は、従業者の指示のもと、本来の用途に従って利用して下さい。

○故意又は過失により、施設、設備等を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担による原状回復か、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の従業者や他の利用者に対する宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 全館禁煙です。

(3) 貴重品の持ち込みはご遠慮ください。

施設内における事故等に関しては、当施設は一切責任を負いません。

7. 緊急時等における対応方法（契約書第 8 条参照）

サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者に報告し、ご家族、地域包括支援センター担当者、担当ケアマネージャー等へ連絡します。

8. 非常災害対策について

従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めます。年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。ご利用時間内に避難訓練を実施する際、利用者の皆様にご協力をお願いすることがあります。

9. 苦情の受付について（契約書第 19 条参照）

（1）苦情受付の手順

	手 順	内 容
1	苦情・意見の受付	事業所の相談窓口にて、利用者またはご家族等（以下「苦情申出人」という。）の苦情やご意見を受け付けます。
2	苦情内容の確認	苦情申出人の苦情やご意見に対し、担当者が苦情の内容を確認し、誠意を持って対応致します。
3	第三者委員の意見	第三者委員より意見をいただき、苦情等解決に反映してまいります。又必要時、第三者委員会を開催します。
4	苦情の解決	苦情の内容は、必ず解決されるべき課題とし、事業所はその責務を負い、苦情解決責任者が、苦情申出人に回答を行います。

（2）苦情受付の相談窓口

受付時間	営業日及び営業時間内	担当	松本
電話番号	0 9 5 - 8 4 3 - 4 5 4 6		

（3）行政機関その他苦情受付機関

長崎市役所高齢すこやか支援課	住所:長崎市桜町 6-3 別館 1F	TEL:095-829-1146
長崎県国民健康保険団体連合会	住所:長崎市今博多町 8-2	TEL:095-826-7291
長崎県社会福祉協議会	住所:長崎市茂里町 3-24	総合福祉センター 2 F TEL:095-846-8600

10. 虐待防止のための措置

本事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- （1）虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- （2）虐待の防止のための指針を整備します。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

11. ハラスメント対策の強化

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

① 業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- （1）身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- （2）個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- （3）意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

12. ハラスメント対策の強化

第18条 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

13. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

契約同意書

私(利用者)は、サービスの提供の利用に際し、本書面に基づき利用契約書、重要事項説明書の説明を事業所から受け、サービスの提供開始に同意します。

尚、当利用契約書、重要事項説明書の契約締結を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住 所 長崎県長崎市三原2丁目11番50号
法人名 医療法人中嶋クリニック
代表者氏名 理事長 中嶋 みどり 印

説明者 生活相談員 松本 ナナミ 印

利用者 住 所 長崎県長崎市
氏 名 印

利用者家族 住 所
氏 名 印
続 柄

代理人 住 所
氏 名 印
続 柄

個人情報使用同意書

私（利用者）、及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

- (1) 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
- (2) 利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供

2. 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3. 使用する期間

契約で定める期間

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと

医療法人 中嶋クリニック 御中

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 長崎県長崎市

氏 名

印

<家族の代表>

住 所

氏 名

印

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

<署名代筆者>

住 所

氏 名